

## 社会福祉法人 堅田保育園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 堅田保育園(以下「当法人」という)定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員(理事及び監事)・評議員及び選任・解任委員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員等の報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者は、支給しない。  
2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1)評議員会及び理事会等に出席した場合の費用弁償

白浜町内(日置川を除く)	1,000 円
近隣市町村	
上富田町 田辺市 白浜町(日置川)	1,500 円
その他	実 費

(改 廃)

第4条 本規程は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成 29 年 6 月 20 日から施行する。